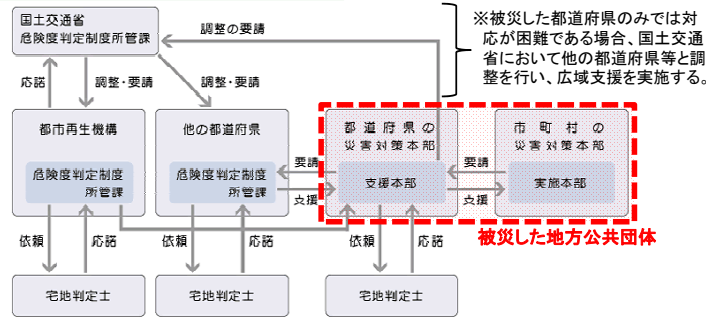


○防災基本計画 ○国土交通省及び地方公共団体は、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする

判定実施体制図



判定活動の様子



(左上)擁壁の被害状況調査(右上)宅地の被害状況調査
(左下)亀裂幅や傾斜の調査(右下)調査結果の掲示

判定活動実施体制

- 被災宅地危険度判定士登録数32,485名(H28.4.1時点)
(全都道府県及び一部の政令指定都市(18市)、URにおいて登録)
- 被災宅地危険度判定士養成講習会
※半分以上の講習会に全国宅地擁壁技術協会より講師を派遣

判定成果の活用

- 宅造法に基づく、改善勧告や造成宅地防災区域指定
(参考:阪神淡路大震災時、兵庫県西宮市では593件の改善勧告等を実施)
- 宅地耐震化推進事業実施候補箇所の抽出 など

判定結果の表示

危険(赤)、要注意(黄)、安全(青)の3段階で判定し、判定結果をステッカーにより表示。



熊本地震における宅地被害の状況 (宅地擁壁)



熊本地震における宅地被害の状況（液状化）



沈下

家屋の沈下(道路との段差)



沈下

杭支持された家屋と周辺地盤の沈下差によるライフラインの破損



不同沈下

家屋の傾斜



側方移動

地籍のずれ

6

被災宅地危険度判定の結果①

H29.1.11時点

調査対象 (市町村)	調査件数					判定士数
	(累計)	危険(赤)	要注意(黄)	調査済(青)	その他(判定不能)	
合計	20,022	2,760	4,377	12,650	235	2,977
熊本市	5,478	500	1,096	3,859	23	958
その他市町村	14,544	2,260	3,281	8,791	212	2,019

7